

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	二一九号	球磨郡球磨村大字神瀬甲字橋口 八四七番一地从先から 同 所 字岩戸 八〇六番 地先まで	三三五・〇	宅水防

二 供用開始する期日 平成十三年十月一日

熊本県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	湯 前 錦 線	球磨郡錦町大字一武字吉の久保 二五二六番一地从先から 同 所 同 字 二五二三番一地先まで	九六・〇	緊道整

二 供用開始する期日 平成十三年十月一日

熊本県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月一日

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊本県知事 潮 谷 義 子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二 田 浦 見 線	葦北郡田浦町大字波多島字大迫 五五九番五地从先から 同 所 同 字 五五九番一地先まで	八五・〇	災害防除
"	八 代 不知火線	八代市昭和日進町字日進 六二番一地从先から 同 所 同 字 六三番一地先まで	一四五・〇	二十四条 工事

二 供用開始する期日 平成十三年十月一日

熊本県告示第七百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
城山の舎 熊本市城山下代町二十七番地	医療法人社団 城山会	平成十三年九月二十一日

熊本県告示第七百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成十三年九月十九日	球磨郡錦町	一戸一頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第六百七十三号

相良村長高岡隆盛から四浦地区田代工区の換地計画認可申請があつたので、審査したところ、計画を適当と決定したから、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のあるものは縦覧期間満了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十三年十月一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 縦覧期間 平成十三年十月二日から平成十三年十月三十日まで
- 二 縦覧の場所 相良村役場
- 三 縦覧に供する書類の名称
 - 1 換地設計書
 - 2 各筆換地明細書
 - 3 清算金明細書
 - 4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登 載 依 頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第五百五十四号

水産動物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び同法第三百三十条第四項の規定に基づき、緑川における水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第三十七条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が採捕する場合はこの限りではない。

平成十三年十月一日

熊本県内水面漁場管理委員会

会長 馬 場 敬 次

- 一 採捕禁止区域
上益城郡甲佐町大字白旗の緑川に架かる乙女橋下流端から下流の田口橋上流端までの区域。
- 二 採捕禁止期間
九月一日から十月三十一日までの二カ月間。
- 三 指示の有効期間
平成十三年十月一日から平成十五年十月三十一日まで。

熊運試公告第二〇二一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月一日

熊本県警察本部長 折 田 康 徳

- 一 競争入札に付する事項
 - 1 借入物品及び借入数量 身障者運転適性検査装置 一式
 - 2 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 借入期間 平成十四年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで。
 - 4 納入期限 平成十三年十二月二十八日
 - 5 納入場所 熊本県警察本部運転免許試験課（新運転免許センター）
 - 6 入札方法
 - (一) 入札金額は、賃借料一月当たりの単価を記載すること。
 - (二) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 入札参加資格
平成十三年二月二十三日付け熊本県告示第四百十三号により示した、物品（電気通信機器類及びOA機器類）の借入れに関して熊本県知事が行う入札参加資格審査を受けているもの。
- 三 入札に参加できる者
二に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部運転免許試験課へ提出し、審査を受け、承諾を受けたことを証明する書類を提出した者

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県警察本部運転免許試験課庶務係

郵便番号八六九・〇五二四 熊本県下益城郡松橋町豊福一六九五

電話番号〇九六四・三三一・一七六〇

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、入札の前日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十月十二日 午後三時

(二) 場所 熊本県下益城郡松橋町豊福一六九五 運転免許試験課 二階学科試験室

4 入札書の提出方法

前記3記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

入札に関する事務を担当する部局の名称及び住所

熊本県警察本部運転免許試験課庶務係

郵便番号八六九・〇五二四 熊本県下益城郡松橋町豊福一六九五

電話番号〇九六四・三三一・一七六〇

六 その他

1 入札及び契約事務手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もった契約金額の百分の五以上の金額を五の3記載の入札の日時までに納入すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二箇年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

4 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に関する条件に違反した入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

5 落札者の決定方法

(一) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(二) 落札者となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 契約書作成の要否

要

8 その他詳細は、入札説明書による。